

盛岡市通所型短期集中予防サービス実施要綱

平成29年3月31日市長決裁

(趣旨)

第1 この要綱は、盛岡市通所型短期集中予防サービス（以下「サービス」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び盛岡市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の例による。

(サービスの内容)

第3 この要綱により実施するサービスは、次のとおりとする。

- (1) 運動器の機能向上に関すること。
- (2) 栄養改善に関すること。
- (3) 口腔機能の向上に関すること。
- (4) その他要支援又は要介護状態となることを防止するために十分な効果があると市長が認めるもの。

(サービスの対象者)

第4 サービスの対象者は、次の各号のいずれにも該当する被保険者（法第115条の45第1項に規定する者をいう。）とする。

- (1) 基本チェックリストの質問項目に対する回答の結果が一定の基準に該当する者
- (2) 本人の意欲があり、3箇月の短期間の集中的な支援により改善の見込みがある者
- (3) 法第32条に規定する要支援認定を受けていない者

(実施主体)

第5 この事業の実施主体は、盛岡市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、その他市長が認める法人等に委託することができものとする。

(実施会場)

第6 第5ただし書の規定に基づき事業の実施を委託した場合において、事業を実施する会場の確保は、受託した法人等が行うものとする。

(人員配置)

第7 第5ただし書の規定に基づき事業の実施を委託した場合において、受託した法人等は、事業の実施に当たり必要な職員を配置するものとする。

区分	担当する職員の職種
運動器の機能向上に関すること	運動指導を担当する職員（理学療法士，作業療法士，看護職員，運動指導士等）
栄養改善に関すること	栄養改善指導を担当する職員（管理栄養士または栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士等）
口腔機能の向上に関すること	口腔機能の向上指導を担当する職員（歯科衛生士，看護師等）

（利用の申請等）

第8 サービスを利用しようとする者は，盛岡市通所型短期集中予防サービス利用申請書に利用者基本情報，アセスメントシート及び介護予防サービス・支援計画表を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請書が提出されたときは，事業の利用の適否を決定し，その結果を盛岡市通所型短期集中予防サービス事業決定通知書により申請をした者に通知するものとする。

（利用期間と回数）

第9 サービスの利用期間は，3箇月12回を目途に行うものとし，原則1人につき1回の利用とする。

（費用負担）

第10 サービスの利用料は，無料とする。ただし，食糧費，教材等の実費は，徴収できるものとする。

（利用の廃止等）

第11 市長は，利用者が次の各号いずれかに該当するときは，当該利用者へのサービスの提供を廃止し，又は停止することができる。

- (1) 第4に規定するサービスの対象者の要件に該当しなくなったとき
- (2) 前号に掲げるもののほか，市長が特に必要と認めるとき

2 市長は，サービスの提供を廃止し，又は停止したときは，盛岡市通所型短期集中予防サービス事業廃止決定通知書により，速やかに利用者に通知するものとする。

（届出）

第12 利用者は，次の各号いずれかに該当するときは，盛岡市通所型短期集中予防サービス利用変更（辞退）届を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) サービスの利用を辞退するとき
 - (2) 第8第1項の盛岡市通所型短期集中予防サービス利用申請書の記載内容に変更が生じたとき
- （安全管理）

第13 受託法人等は，事業を安全に実施するため，事故防止に十分注意を払うとともに，事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備するものとする。

(経過措置)

第14 平成28年度の介護予防健診において、医師による総合判定が介護予防事業への参加が望ましいと判定された者のうち、平成29年3月31日までに地域包括支援センターから介護予防事業の説明を受け、介護予防サービス・支援計画表の作成が終了している者については、経過措置として事業の参加を認めるものとする。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、サービスの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(実施期日)

第16 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。